

随意契約理由

令和6年(2024年)10月8日

契約担当課名	選挙管理委員会事務局
発注担当課名	選挙管理委員会事務局
契約名称	第50回衆議院議員総選挙の選挙公報及び第26回最高裁判所裁判官国民審査の審査公報宅配業務委託契約
契約内容	市内の全世帯及び全事業所への選挙公報宅配
契約締結日 及び契約期間	令和6年(2024年)10月8日 令和6年(2024年)10月11日から 令和6年(2024年)10月31日まで
契約の相手方 (所在地・名称)	大阪市淀川区西中島2丁目14番6号 株式会社リビングプロシード西日本営業部
契約金額	1セットあたり金25,000円(消費税及び地方消費税別途)
随意契約理由	(地方自治法施行令第167条の2第1項 第2号 に該当) 今回の宅配業務は、市内の全世帯及び全事業所へ約20万部の選挙公報を4日程度でもれなく配達(配送)するものであり、選挙公報の納品から法定配布期限までの短期間に漏れなく確実に全市域へ配布できる体制構築と業務遂行能力が求められる。 当該事業者は、市広報誌「広報とよなか」の全世帯及び全事業所配布業務の履行実績を有するとともに現在も履行中で、確実な履行体制を有するが、他の事業者では規定期日までに業務遂行する体制構築が不可能であることから、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定にもとづき当該事業者と随意契約を締結するものです。